

一八 慶長十九年九月 天海僧正より榛名山巖殿寺あて掟書

[A]

〔包紙〕
「巻」

慈眼大師之御掟
じげんだいしのおんおきて

榛名山

光明寺

常明寺宗存筆跡

上野国天台宗榛名山巖殿寺法度之事
はつとのこと

一天下安全為ニ御祈禱ニ、朝暮之勤行・諸祭等、如ニ往古ニ可ニ相励ニ

之事
のことに

一二王門之内不可置妻对一付、一山之内徒者停止之事
におうもん さいたいおくべからず つけたり いたすらものちようじ

一山中住居之輩、学頭・别当可レ為ニ下知次第之事
ともがら がくとう ベつとうげちしだ いたるべき

右条々以ニ御詮ニ申付候、自今以後堅可レ守ニ此旨ニ者也、仍
ごじょうをもつて もうしつけ じこん かくこのむねをまもるべき ものなり よつて

くだんのごとし
如レ件

慶長十九年 甲寅 山門
さんもん

九月七日 探題僧正 天海 (花押)

学頭 光明寺

别当

満行院